

参考資料1

平成16年度

社会保険事業計画

社会保険庁

# 目 次

	頁
I. はじめに .....	1
II. 社会保険庁の事務の実施基準及び準則並びに平成 16年度において社会保険庁が達成すべき目標 .....	2
III. 事業運営方針 .....	11
IV. 平成16年度事業計画	
1. 重点事項 .....	15
2. 実施事項 .....	18
3. 新規事業計画等	
(1) 新規事業計画 .....	25
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画 .....	37
(3) 会議計画 .....	45
(4) 広報計画（本庁実施分） .....	47
(5) 保険局・年金局・地方厚生局 .....	49
4. 監察計画（本庁実施分） .....	57
5. 研修計画 .....	59
V. 附属参考資料 .....	69

## I. はじめに

平成16年度において社会保険庁が達成すべき目標をより効果的に達成するため、平成16年度社会保険事業計画を定めたので、各社会保険事務局においては適正な事業運営に努められたい。

なお、厚生労働大臣が定めた「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」並びに「平成16年度において社会保険庁が達成すべき目標」については、次のとおりである。

## Ⅱ. 社会保険庁の事務の実施基準及び準則並びに 平成16年度において社会保険庁が達成すべき目標

# 社会保険庁の事務の実施基準及び準則

〔平成13年3月〕  
厚生労働事務次官依命通達

## I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

## II 事務の実施準則

### 1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

#### 4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

#### 5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。  
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

## 平成16年度において社会保険庁が達成すべき目標について

平成16年度において、厚生労働大臣が社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標は、別表のとおりとする。

なお、この目標に対する実績の評価に当たっては、社会経済情勢の変化による影響等を考慮するものとする。

また、平成17年度以降に係る目標については、社会保険庁の自律性を高める観点から、平成13年度以降の社会保険庁の実績に係る評価の結果も踏まえつつ、可能な限り具体的かつ客観的な基準となるよう引き続き検討を進め、逐次改善を図るものとする。



## 平成16年度において社会保険庁が達成すべき目標

達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)
<p>1 適用事務に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適正な把握に努め、適用を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規適用事業所数</li> <li>・全被保険者資格喪失事業所数</li> <li>・適用事業所数</li> <li>・巡回説明事業所数</li> </ul>	<p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 53,658事業所 船員保険 150事業所 (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 90,738事業所 船員保険 656事業所 (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険 1,496,270事業所 船員保険 6,611事業所 厚生年金保険 1,628,841事業所 (平成14年度末現在)</p> <p>37,178 事業所 (平成14年度)</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主（船舶所有者を含む。）等に対し、適正な届出の励行を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会開催数</li> <li>・調査官総合調査件数</li> <li>・賞与支払事業所数</li> </ul>	<p>3,967回 (平成14年度)</p> <p>329,570事業所 (平成14年度)</p>
<p>(3) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主（船舶所有者を含む。）に対する調査を効果的に実施し、被保険者資格、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額を適正に把握すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得被保険者数</li> <li>・資格喪失被保険者数</li> <li>・被保険者数</li> <li>・被扶養者数</li> <li>・定時決定時調査件数</li> <li>・調査官総合調査件数</li> </ul>	<p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 6,241,248人 船員保険 23,841人 (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険・厚生年金保険 6,700,243人 船員保険 29,550人 (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険 18,811,690人 船員保険 73,438人 厚生年金保険 32,144,195人 (平成14年度末現在)</p> <p>政府管掌健康保険 17,039,149人 船員保険 124,341人 (平成14年度末現在)</p> <p>671,798事業所 (平成14年度)</p> <p>329,570事業所 (平成14年度)</p>

達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)
<p>(4) 国民年金の20歳到達者の把握及び20歳到達者の完全適用により未加入者の解消を図ること。</p> <p>・20歳到達者の完全適用</p>	<p>・20歳到達者の適用率</p> <p>・資格取得被保険者数 (第2号被保険者数を除く)</p> <p>・資格喪失被保険者数 (第2号被保険者数を除く)</p> <p>・被保険者数 (第2号被保険者数を除く)</p>	<p>100% (平成14年度)</p> <p>7,320,298人 (平成14年度)</p> <p>7,124,016人 (平成14年度)</p> <p>33,603,769人 (平成14年度末現在)</p>
<p>(5) 国民年金の被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、届出の励行を促進すること。</p>	<p>・各種届出の勧奨件数</p>	<p>4,555,662件 (平成14年度)</p>
<p>(6) 年金に関する被保険者記録について、各種届出に基づき、基礎年金番号により正確に管理すること。</p>	<p>・他制度加入照会者数</p> <p>・年金手帳記号番号回答票数</p>	<p>3,343,119件 (平成14年度)</p> <p>年金手帳記号番号回答票数 (社会保険業務センター受付分) 1,685,857件 (平成14年度)</p>
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p>		
<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導、口座振替の促進等により、保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。</p> <p>・前年度と同じ、又は上回る保険料収納率とすること。</p> <p>・前年度を上回る口座振替実施率とすること。</p>	<p>・保険料収納率</p> <p>・口座振替実施率</p>	<p>政府管掌健康保険 96.83% 船員保険 90.98% 厚生年金保険 97.71% (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険 81.6% 船員保険 57.6% 厚生年金保険 83.8% (平成14年度末現在)</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導において、保険料等を滞納する事業主(船舶所有者を含む。)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施すること。</p>	<p>・保険料収納額</p> <p>・保険料調定額</p>	<p>政府管掌健康保険 保険料収納額 6兆470億円 船員保険 保険料収納額 666億円 厚生年金保険 保険料収納額 20兆2,034億円 児童手当 拠出金収納額 1,352億円 (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険 保険料調定額 6兆2,453億円 船員保険 保険料調定額 732億円 厚生年金保険 保険料調定額 20兆6,768億円 児童手当 拠出金調定額 1,365億円 (平成14年度)</p>

達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)	
<p>(3) 国民年金被保険者に対する保険料納付督促、口座振替の促進及び強制徴収の実施などにより、保険料の確実な収納を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、前年度を上回る保険料納付率とすること。</li> <li>前年度を上回る口座振替実施率とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料納付率</li> <li>保険料納付月数</li> <li>保険料納付対象月数</li> <li>戸別訪問件数</li> <li>電話納付督促件数</li> <li>口座振替実施率</li> </ul>	<p>62.8% (平成14年度)</p> <p>13,627万月数 (平成14年度)</p> <p>21,712万月数 (平成14年度)</p> <p>延 730万件 (平成14年度)</p> <p>延 330万件 (平成14年度)</p> <p>35.2% (平成14年度末現在)</p>	
<p>(4) 国民年金保険料の免除制度等の周知に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免除件数</li> <li>学生納付特例件数</li> </ul>	<p>法定免除 1,027,786件 申請全額免除 1,436,907件 申請半額免除 343,953件 合 計 2,808,646件 (平成14年度)</p> <p>1,537,406件 (平成14年度)</p>	
<p>3 保険給付事務に関する事項</p>			
<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト点検調査、第三者に対する損害賠償請求権の行使等を通じて、医療費適正化を推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の被保険者1人当たり点検効果額を上回ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療給付費</li> <li>医療費通知件数</li> <li>内容点検件数</li> <li>被保険者1人当たり点検効果額</li> </ul>	<p>政府管掌健康保険 3兆7,246億円 船員保険 239億円 (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険 17,357,178件 船員保険 74,264件 (平成14年度)</p> <p>過誤調整確定分 政府管掌健康保険 907,482件 船員保険 4,878件 (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険 3,919円 船員保険 10,589円 (平成14年度)</p>	
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、傷病手当金等の現金給付の適正化を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付費</li> <li>被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金)</li> </ul>	<p>政府管掌健康保険 4,652億円 船員保険 55億円 (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険 1.44日 船員保険(職務上を含む) 6.14日 (平成14年度)</p>	
<p>(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>失業保険金給付費</li> <li>失業保険金受給者調査件数</li> </ul>	<p>68億円 (平成14年度)</p> <p>579件 (平成14年度)</p>	
<p>(4) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金給付は適正に決定し、支給すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金給付費</li> </ul>	<p>厚生年金保険 22兆7,491億円 基礎年金 10兆8,209億円 国民年金 2兆2,676億円 老齢福祉年金 337億円 (平成14年度)</p>	

達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給権者数</li> <li>・新規裁定件数</li> </ul>	<p>船員保険（新法） 1,983件  厚生年金保険 21,979,649件  国民年金 21,652,589件  (平成14年度末現在)</p> <p>船員保険（新法） 72件  厚生年金保険 1,593,893件  国民年金 563,902件  (平成14年度)</p>
(5) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実にすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給者あてパンフレット送付数</li> <li>・説明会開催回数</li> </ul>	<p>新規裁定者送付分 2,060,040部  (平成14年度)</p> <p>3,938回  (平成14年度)</p>
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施者数</li> <li>・事後指導実施者数</li> </ul>	<p>政府管掌健康保険 3,231,045人  船員保険 19,979人  (平成14年度)</p> <p>政府管掌健康保険 442,165人  (平成14年度)</p>
(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、適切かつ効率的に実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数</li> </ul>	<p>社会保険病院等利用者数  入院延べ患者数 6,326千人</p> <p>外来延べ患者数 11,894千人</p> <p>健診等延べ実施者数 2,864千人</p> <p>健康づくり講座等延べ利用者数 12,313千人</p> <p>福祉施設延べ利用者数 32,492千人  (平成14年度)</p>
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うこと。</p> <p>・前年度を上回る年金教育の実施校数とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金教育の実施校数</li> <li>・年金研修の実施事業所数</li> </ul>	<p>延 6,689校  (平成14年度)</p> <p>7,173事業所  (平成14年度)</p>
(2) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金個人情報提供の充実を図るなど、事業主、被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金相談者数 (来訪相談者数)</li> <li>・被保険者記録の事前通知件数</li> <li>・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数</li> </ul>	<p>7,826千人  (平成14年度)</p>

達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)
<p>(3) 国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。また、事業に対する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ掲載の相談項目数</li>   <li>・ ホームページの年金額簡易試算へのアクセス件数</li> </ul>	<p>医療保険相談項目数</p> <p>年金相談項目数                    180項目 (平成14年度末現在)</p> <p>755,707件 (平成14年度)</p>
<p>(4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページアクセス数</li>   <li>・ 情報公開法に基づく開示請求の開示件数</li>   <li>・ レセプト開示件数</li> </ul>	<p>21,164,977件 (平成14年度)</p> <p>431件 (平成14年度)</p> <p>3,804件 (平成14年度)</p>

### III. 事業運營方針

# 事業運営方針

## 1. はじめに

我が国においては、景気の低迷が依然として続く一方で急速な少子・高齢化の進展により、社会保険制度の運営がますます厳しいものとなっている。社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットとしての役割を担う制度であり、国民の信頼に応えられるよう事業運営に取り組む必要がある。

平成16年度においては、全職員が常に3S（親切、迅速、正確）を心がけ、国民の視点に立って被保険者や受給権者と接するとともに、医療保険制度及び年金保険制度の適正かつ安定的な事業運営に一丸となって取り組むことにより、国民の信頼に応えるものとする。特に、昨年6月に公表した年金の給付誤りについては、年金の信頼性に関わる問題として重く受け止め、国民の信頼を二度と損なうことのないよう再発防止に取り組むものとする。

また、昨年の7月に政府方針として決定された電子政府構築計画を踏まえ、社会保険オンラインシステムの効率性、合理性を業務処理過程と併せて検証し、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図る。さらに、福祉施設については、平成14年12月の社会保険病院の在り方の見直し方針の策定に続き、年金の福祉施設についても厳しい財政状況、社会環境や国民ニーズの変化等を踏まえた見直しを行うこととする。

## 2. 医療保険制度及び年金保険制度の適正かつ安定的な事業運営

### (1) 医療保険制度の事業運営

国民皆保険制度は、経済成長に伴う生活環境や栄養水準の向上などともあいまって、今日の我が国における世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準の実現に大きく貢献し、国際的にも高い評価を受けている。

しかし、世界的にも例をみない急速な高齢化の進展により、老人医療費を始めとする医療費が年々増大している一方で、「バブル」崩壊以降、我が国経済は低迷を続け、医療費をまかなう主たる財源である保険料収入が伸び悩み、医療保険財政は極めて厳しい状況にある。

こうした環境の構造的な変化に対応し、医療保険制度を将来にわたり揺るぎない持続可能なものへと再構築していくことが求められている。

政府管掌健康保険については、平成14年度には、過去最大の赤字を記録し、事業運営安定資金が枯渇する状況となったところである。昨年4月からは、健康保険法の改正による保険料の引上げや患者の3割自己負担等が実施されたものの、依然として被保険者数の減少や平均標準報酬月額の低下傾向が続くなど、政府管掌健康保険の財政は、なお予断を許さない状況にある。

このような状況において、事業をできる限り健全に運営していくためには、保険者としての原点に立ち返り、適用の適正化、保険料収入の確保、給付の適正化といった基本的な取組を着実に実施することが大切であり、昨年度に引き続き、労働保険の適用事業所に関する情報を活用した未適用事業所の適用促進、地方社会保険事務局と社会保険事務所との連携による徴収対策の充実、レセプト情報管理システムの活用によるレセプト点検調査の充実に努め、保険者としての役割を十分果たしていくものとする。



## (2) 年金保険制度の事業運営

我が国の公的年金制度は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠な存在となっている。公的年金は、高齢者にとってはもとより、老親や自分自身の高齢期の生活費についての心配を取り払う役割を果たすとともに、障害者や遺族となったときに、その生活の基礎的な部分を保障するという意味で、現役世代にとっても安心して社会で活躍できることを保障する制度である。そのため、少子化等の社会経済情勢の変化に対応し、将来にわたり、公平で持続可能な制度となるよう、公的年金制度を改革する必要がある。

このような状況において、国民年金事業の最大の懸案である未納問題は、公的年金制度に対する信頼を損ね、社会連帯に基づく制度の根幹を揺るがしかねない深刻な問題であり、国民年金保険料収納対策は社会保険庁の真価を問われる重要な課題である。

このため、昨年8月に設置した厚生労働大臣を本部長とする「国民年金特別対策本部」を中心に、「今後5年で納付率を80%」とする中長期的な目標の達成を目指し、納付率低下の要因分析を踏まえた収納対策の強化に取り組むものとする。

特に、今年からコンビニエンスストアでの収納を開始するなど、より一層保険料を納付しやすい環境づくりを進めるとともに、未納者に対しては、電話や戸別訪問による納付督促を徹底するほか、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を及ぼしかねない者に対しては強制徴収も実施するなど、制度の健全な運営に責任を持つ保険者として最大限の努力を傾注する。

また、公的年金制度に対する関心の薄い若年世代に語りかけ、公的年金制度の意義について理解を深め、信頼を得られるよう、昨年度に引き続き若年世代を対象とした集中広報や中高校生に対する年金教育の推進等に努め、保険料の納付意識の昂揚に努めるものとする。

厚生年金保険については、政府管掌健康保険と同様、適用の適正化、保険料収入の確保、給付の適正化といった基本的な取組を着実に実施することが大切である。

さらに、年金相談件数が増加の一途をたどる中、被保険者サービスの向上や裁定事務の効率化を図るため、年金個人情報提供を充実するほか、年金電話相談の集約化や電話による個別具体的な年金相談等に対応できる体制づくりに努めるものとする。

### 3. おわりに

平成16年度の社会保険事業の実施に当たっては、地方社会保険事務局ヒアリングや監察時等において指導・助言を行うとともに、日常的に本庁各課が社会保険事務局の意見・要望を聴取し、これを事業運営に反映するなど、地方社会保険事務局の取組を積極的に支援する。

各社会保険事務局においては、常に国民の視点に立ち行政サービスの向上に努め、業務全般について不断の見直しを行いつつ、主体的に地域の実情を踏まえた目標及び事業計画を策定し、適正な事業運営と経費の効率的な執行に努めるものとする。

#### IV. 平成 1 6 年度事業計画

## 1. 重点事項

### 【制度共通】

#### 1 業務運営の効率化・事務の合理化等の推進

業務運営の効率化・事務の合理化等を図る観点から、健康保険・厚生年金保険の算定基礎届等適用関係届の磁気媒体（FD）による届出及びインターネットによる申請・届出等手続きの一層の普及、促進を図るとともに、事業主から紙で提出された届書について入力業務の外部委託を進める。

また、社会保険事務所でやっている納入告知書等の作成・送付事務等を社会保険事務局単位に集約化する。

#### 2 社会保険と労働保険の徴収事務一元化の推進

社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて、新たに滞納整理（社会保険と労働保険の保険料等をいずれも滞納する事業所に対する納付督促及び滞納処分に限る。）事務を実施するとともに、事業所調査等の事務を着実に実施することにより、事業主の負担の軽減と事業運営の効率化を図る。

#### 3 行政サービス向上の推進

社会保険事務所の利用者の利便性を図り、質の高い国民本位の行政サービスを提供するため、総合相談室の設置を進めるほか、利用者の意見を聞く機会を設けるなど、国民の視点に立ったさわやか行政サービス運動を推進する。

### 【医療保険】

#### 1 適用の適正化

医療保険事業の適正な運営及び費用負担の公平化を図る観点から、特に適用漏れが多いと見込まれる適用事業所に対する適正な届出指導を行うほか、各種周知広報、説明会の開催により適用の適正化を図る。

適正な届出の指導が特に必要と見込まれる事業所（パート労働者が多い事業所等）に対し調査を重点化し、事業所の特性に応じた効果的・効率的な調査を行うとともに、一律に来所等を求めて実施している定時決定時調査について事業主の利便性の向上に配慮した見直しを図り事業主の負担を軽減する。

また、適用対象事業所を的確に把握した上で、社会保険労務士を活用した巡回説明を実施するなど適用対象事業所に対する適用の促進を行い、もって適用の適正化を図る。

## 2 保険料収入の確保

医療保険の健全な財政運営を確保する観点から、保険料の納期内納入の励行指導、滞納事業所に対する納付指導の徹底及び財産調査の早期着手等による滞納処分等の的確な実施により、保険料収入の確保を図る。

## 3 保険給付の適正化

保険者機能の強化を図る観点から、保険給付の適正化のため、レセプト情報管理システムを活用し、特にレセプト点検調査に係る縦覧点検を中心とする内容点検及び外傷性点検の充実強化を図る。

## 4 定期的な被扶養者認定状況の確認

被保険者証のカード化に伴い、定期的に被扶養者認定状況の確認を行い、もって保険給付の適正化に資する。

### 【年金保険】

#### 1 制度改正の施行に伴う事務の円滑な実施

年金制度の安定的な事業運営を確保する観点から、制度改正の施行事務については、市町村、事業主、被保険者及び年金受給権者等に対する改正内容の周知広報を行い、もってその円滑な実施を図る。

#### 2 国民年金の適用の適正化

国民年金事業の適正な運営を図るとともに、国民の年金権を確保する観点から、住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により20歳到達者の完全適用を実施するなど、適用の適正化を図る。

#### 3 国民年金保険料の収納対策の推進

国民一人一人の年金権を確保するとともに、国民年金の健全な財政運営を確保する観点から、コンビニエンスストアにおける保険料収納の実施、口座振替の促進などの納めやすい環境づくりを推進するとともに、未納者に対する催告状の送付及び電話や戸別訪問など効果的な納付督促をより強力に実施することにより収納実績の向上を図る。

また、度重なる納付督促によっても納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、強制徴収を実施する。

#### 4 厚生年金保険の適用の適正化

医療保険に準じて実施

#### 5 厚生年金保険の保険料収入の確保

医療保険に準じて実施

#### 6 年金給付の適正化

年金の給付誤りを防止する観点から、資格取得届、死亡届等、各種届書の適正な届出の励行を事業主、年金受給権者等に周知することにより、年金給付の適正化を図る。

また、年金給付システム開発における事故防止対策の拡充を図るとともに、地方支分部局を含めた内部処理体制の改善を図り、年金の給付誤りの再発防止に取り組む。

#### 7 年金保険事業の安定的な運営を図るための広報の実施

年金制度に対する国民の十分な理解と信頼を確保する観点から、広く国民に対し公的年金の意義や役割を周知するとともに、若年世代を中心とした年金制度に対する不安・不信感を払拭するための広報を実施し、もって年金保険事業の安定的な運営を図る。

#### 8 年金相談体制の充実

年金相談が抱える諸課題の早期解消のため、効果的な広報を行うとともに、電話相談の集約化及び国民のニーズに応じた相談窓口の整備などにより、年金相談体制の一層の充実を図る。

#### 9 年金個人情報提供の充実

被保険者の老後の生活設計に資するとともに、年金裁定事務を効率化し、また、裁定請求時に集中する相談業務を平準化する観点から、年金受給が近づいた58歳到達者に対して被保険者記録を通知するとともに希望者に対し年金見込額の提供を行うほか、来訪や電話相談によらずともインターネットを通じた照会により被保険者記録等の提供を行うなど、年金個人情報の提供の充実を図る。

## 2. 実施事項

### 【制度共通】

- 1 社会保険と労働保険の徴収事務一元化の推進  
社会保険・労働保険徴収事務センターにおける滞納整理の実施
- 2 行政サービス向上の推進
  - (1) 社会保険事務所における総合相談室の設置
  - (2) さわやか行政サービス運動の推進
- 3 行政機関個人情報保護法の施行に伴う準備事務の実施
  - (1) 個人情報の保有状況の把握
  - (2) 個人情報ファイル簿の作成

### 【政府管掌健康保険】

- 1 適用の適正化
  - (1) 適用事業所に対する指導
    - ① 事業主に対する適正な届出の指導並びに事業所調査の効果的・効率的な実施
      - ア 短時間就労者、派遣労働者、高齢就労者、外国人就労者等に係る適正な届出の指導
      - イ 賞与に係る適正な届出の指導
      - ウ 被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付の指導
      - エ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記アの就労者が多い事業所等に対する重点的な調査及び賞与支払届を提出しない事業主に対する調査の実施
      - オ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握
      - カ 老齢厚生年金受給者の現況届の就労情報を活用した資格取得届の届出指導
    - ② 被保険者資格、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額の適正把握
  - (2) 適用対象事業所の的確な把握及び適用促進
    - ① 法人登記簿等の活用
    - ② 労働保険の適用事業所情報の活用
    - ③ 社会保険労務士を活用した巡回説明の実施

## 2 保険料収入の確保

### (1) 保険料の納期内納入の励行指導

- ① 口座振替の促進
  - ② 口座振替不能事業所に対する再発防止の指導
  - ③ インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料収納の実施
- ### (2) 滞納事業所に対する納付指導の徹底及び滞納処分の適正な実施
- ① 納入督促の早期着手による滞納保険料の徴収
  - ② 倒産・不渡情報の早期把握
  - ③ 滞納処分等の早期着手
  - ④ 財産調査の徹底
  - ⑤ 長期・大口滞納事業所等に対する滞納整理の実施

## 3 保険給付の適正化

### (1) 医療費適正化対策

#### ① レセプト点検調査の実施

##### ア 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ・ 縦覧点検を中心とする内容点検の重点的な実施
- ・ 外傷性点検の的確な実施
- ・ レセプト情報管理システムによる効率的な事務処理の実施

##### イ レセプト点検調査結果等の活用

- ・ 保険医療機関等の指導監査担当部署との連携
- ・ 事業主、被保険者等に対する重複受診防止等の指導

##### ウ 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ・ 事業主及び被保険者に対する第三者行為傷病届の適正な届出の指導、啓発
- ・ 損害賠償請求権の時効の中断措置を講じる等の的確な債権管理の実施

#### ② 12ヶ月分を対象とした医療費通知の実施

#### ③ 高医療費地域対策

##### ア レセプト参考情報を活用した事業所毎の医療費特性等の分析

##### イ 分析に基づく内容点検、被保険者及び事業所に対する保健師等を活用した指導の実施

### (2) 現金給付の適正化

- ① 傷病手当金の支給の適正化
- ② 柔道整復師の施術に係る療養費の支給の適正化

## 4 定期的な被扶養者認定状況の確認



## 5 適用事業所の一括適用の実施

事業主が同一である複数の事業所において、人事管理が一体として行われている等の場合には、事業主の申請に基づき、一事業所として一括適用を行う。

## 6 健康管理事業の実施

### (1) 健康づくり事業の実施

- ① 健康づくり指導講習会の開催等
- ② 心の健康（メンタルヘルス）の保持増進事業の実施

### (2) 生活習慣病予防健診事業の実施

一般健診（C型肝炎ウイルス検査を含む）等の実施

### (3) 社会保険総合健康管理推進事業の実施

- ① 生活習慣病予防健診結果が「軽度異常」「要経過観察」と判定された者に対する保健師を活用した事後指導の実施
- ② 健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導管理を受けている者に対する保健師、健康運動指導士等による健康づくり事業等の実施

## 7 広報活動の推進

- (1) 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のため、事業主及び被保険者等に対する改正内容の周知広報を実施
- (2) 適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入、適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報を実施
- (3) 磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報を実施
- (4) 事業主及び被保険者等の利便性の向上を図るため、インターネットによる申請・届出等の推進の周知広報を実施

## 【船員保険】

### 1 適用の適正化

#### (1) 船舶所有者に対する指導

- ① 船舶所有者に対する適正な届出の指導
  - ア 高齢就労者に係る適正な届出の指導
  - イ 賞与に係る適正な届出の指導
  - ウ 賞与支払届を提出しない船舶所有者に対する調査の実施
  - エ 老齢厚生年金受給者の現況届の就労情報を活用した資格取得届の届出指導
- ② 被保険者資格、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額の適正把握

- (2) 適用対象船舶所有者の適正把握  
地方運輸局等の船員法適用船舶所有者名簿の活用
- (3) 失業保険の適用の適正化  
漁船被保険者に係る失業保険の適用調査の的確な実施

## 2 保険料収入の確保

政府管掌健康保険に準じて実施

特に、漁業協同組合に協力を求め、漁船の船舶所有者について重点的かつ的確に実施

## 3 保険給付の適正化

- (1) 医療費適正化対策  
政府管掌健康保険に準じて実施
- (2) 現金給付の適正化
  - ① 傷病手当金の支給の適正化
  - ② 柔道整復師の施術に係る療養費の支給の適正化
  - ③ 失業保険金の認定及び支給の適正化
    - ア 地方運輸局等との連携
    - イ 受給者実地調査の実施

## 4 船員保険の被保険者証及び被扶養者証の更新

## 5 広報活動の推進

- (1) 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のため、船舶所有者及び被保険者等に対する改正内容の周知広報を実施
- (2) 適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入、適正受診等について、船舶所有者及び被保険者等に対する周知広報を実施
- (3) 船舶所有者及び被保険者等の利便性の向上を図るため、インターネットによる申請・届出等の推進の周知広報を実施

## 【国民年金】

### 1 適用の適正化

- (1) 20歳到達者の完全適用
  - ① 住民基本台帳ネットワークシステムの活用等による20歳到達者の把握
  - ② 加入勧奨等の実施
  - ③ 未届者に対する手帳送付による適用

## (2) 種別変更の適正な届出励行

- ① 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勧奨並びに早期適用の実施
- ② 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知
- ③ 第3号被保険者の各種届出の事業主経由に係る周知
- ④ 国民年金事務指導員による届出励行
- ⑤ 国民年金委員及び社会保険委員の活用による届出等の広報

## 2 保険料の収納対策の推進

- (1) コンビニエンスストア及びインターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料収納の実施
- (2) 口座振替の促進
- (3) 保険料収納対策の強化
  - ① 催告状の発行、電話督促、戸別訪問及び集合徴収などの相互連携による実施
  - ② 国民年金推進員、特別国民年金推進員及び国民年金収納指導員による制度周知、口座振替の促進、納付督促及び保険料の収納
  - ③ 収納対策強化社会保険事務局及び社会保険事務所の指定
  - ④ 保険料収納強化月間の設定
  - ⑤ 未納者に対する納付状況のお知らせ
- (4) 強制徴収の実施

## 3 保険料免除制度等の周知及び保険料の追納促進

- (1) 保険料免除制度及び学生納付特例制度の周知
- (2) 保険料の追納勧奨

## 4 基礎年金番号の適正な管理

- (1) 基礎年金番号による適正な届出の周知
- (2) 基礎年金番号の適正な払出
- (3) 住所変更届等の適正な届出の励行指導
- (4) 複数の年金手帳の記号番号の計画的整理
- (5) 重複期間を有する者の記録整備

## 5 年金給付の適正化

- (1) 受給権者等に対する裁定請求書等の早期提出及び適正な届出の周知
- (2) 新規裁定の年金受給者に対する説明会の実施

## 6 広報活動の推進

- (1) 学校における年金教育の一層の推進
  - ① 教育関係機関との協力・連携

- ② 教師向け、生徒向け年金セミナー実施校の拡大
- ③ 年金広報専門員の活動の強化
- (2) 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のため、市町村、事業主、被保険者及び年金受給権者等に対する改正内容の周知広報を実施
- (3) 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金権確保の観点から、各種送付資料の点検を行うなど年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報を充実

## 7 年金相談体制の充実

- (1) 電話による年金相談体制の整備
- (2) 年金相談センターの設置

## 8 年金個人情報提供の充実

- (1) 58歳到達者に対する被保険者記録の事前通知及び年金見込額の提供並びに裁定手続の周知
- (2) インターネットを通じた個人認証に基づく年金個人情報の提供

## 【厚生年金保険】

### 1 適用の適正化

政府管掌健康保険に準じて実施

### 2 保険料収入の確保

政府管掌健康保険に準じて実施

### 3 基礎年金番号の適正な管理

国民年金に準じて実施

### 4 年金給付の適正化

- (1) 受給権者等に対する裁定請求書等の早期提出及び適正な届出の周知
- (2) 老齢厚生年金受給者の現況届の就労情報を活用した資格取得届の届出指導
- (3) 年金受給者に対する説明会の実施
  - ① 新規裁定の年金受給者に対する説明会の実施
  - ② 扶養親族等申告書の提出に係る年金受給者説明会の実施

### 5 適用事業所の一括適用の推進

### 6 広報活動の推進

- (1) 学校における年金教育の一層の推進  
国民年金に準じて実施

- (2) 事業所内における年金研修の促進
- (3) 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のため、事業主及び被保険者等に対する改正内容の周知広報を実施
- (4) 適用の適正化及び適正な保険料収入の確保のため、被保険者資格、報酬月額及び賞与額の適正な届出並びに保険料の納期内納入について事業主等に対する周知広報を実施
- (5) 磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報を実施
- (6) 事業主及び被保険者等の利便性の向上を図るため、インターネットによる申請・届出等の推進の周知広報を実施

7 年金相談体制の充実  
国民年金に準じて実施

8 年金個人情報提供の充実  
国民年金に準じて実施

### 3. 新規事業計画等

#### (1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容
共通	1 社会保険と労働保険の徴収事務一元化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険と労働保険の保険料をいずれも滞納する事業所のうち、センターにおいて滞納整理が可能な事業所について、一元的に納付督促、滞納処分等を実施する。</li> </ul>
	2 行政サービス向上の推進 ・ 総合相談室の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険事務所の利用者の利便性を図り、質の高い国民本位の行政サービスを実現するため、社会保険事務所に総合相談室を設置する。</li> </ul>
	3 年金相談体制の充実 (1) 電話による年金相談体制の整備  (2) 年金相談センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険事務所の業務の効率化及び相談者へのサービス向上のため、電話による年金相談業務を集約し、年金電話相談を一括して行う。</li> <li>設置都市や設置場所の見直しを行い、地域事情等を踏まえ、住民の利便性を考慮した身近な相談拠点として、年金相談センターを設置する。</li> </ul>
	4 年金個人情報提供の充実 ・ インターネットを通じた個人認証に基づく年金個人情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人認証に基づき、来訪や電話相談によらずともインターネットを通じた照会により、年金見込額等の情報を提供できるようにする。</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	○												総務課 企画 医療年金 保険 課 課 課	
☆	○												総務課 経理 地方 企画 社会保険業務 課 課 課	
													社会保険業務課	随時
													社会保険業務課	随時
													企画課 社会保険業務課	未定

制 度	事 項	内 容
	5 行政情報化の推進 (1) 政府調達手続の電子化  (2) インターネット等を利用した保険料の納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行、書面により行われている入札、開札事務に加え、インターネットを活用した電子入札を可能とするシステムを地方社会保険事務局において導入する。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「マルチペイメントネットワークシステム」を活用することにより、健康保険・厚生年金保険料及び国民年金保険料等について、インターネットバンキング等での納付を可能とする。</li> </ul>
	6 事務処理の効率化・合理化 (1) 社会保険庁LANシステムの充実  (2) 健康保険・厚生年金保険徴収・調査業務支援システム（仮称）の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険庁LANシステムを利用した定例報告等の電子化を推進し、事務の効率化を図る。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納事業所に係る債権管理簿の作成や対応事跡の管理、調査官調査対象事業所の選定等の業務を支援するためのシステムを導入することにより事務の効率化を図る。</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
													経 理 課	未定（本庁に おいては平成 16年1月導入 済）
☆	○												経 理 課 企 画 課 社会保険業務課	
													総 務 課	随時
					☆		○						経 理 課 企 画 課 医 療 保 険 課 年 金 保 険 課 社会保険業務課	

制 度	事 項	内 容
	<p>7 行政機関個人情報保護法の適切かつ円滑な事務の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有する個人情報の適正な管理及び開示請求に対する的確な対応</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
											☆		総 務 課 企 画 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年4月実施予定。</li> <li>・平成16年度においては、施行時に事務の円滑な実施が図られるよう個人情報の保有状況の把握や個人情報に係るファイル簿の作成などの準備事務を行う。</li> </ul>

制 度	事 項	内 容
医療保険	1 制度改正関係 (1) 平成16年制度改正関係  (2) その他	(制度改正内容については、年金保険の制度改正と合わせて調整中) ----- [健康保険法・船員保険法] ・ 概算介護給付費納付金の決定に伴う介護保険料率の改定 ----- [船員保険法] ・ 船員保険就学等援護費の支給額改定 ----- ・ 失業保険金日額表等の改正
	2 適用事業所の一括適用の実施	・ 事業主が同一である複数の事業所において、人事管理が一体として行われている等の場合には、事業主の申請に基づき、一事業所として厚生年金保険と併せて一括適用を行う。
	3 定期的な被扶養者認定状況の確認	・ 被保険者証のカード化に伴い、定期的に被扶養者認定状況の確認を行う。
	4 被保険者証及び被扶養者証の更新	・ 船員保険の被保険者証及び被扶養者証の更新を行う。
	5 医療費通知の充実	・ 12ヶ月分を対象とした医療費通知を実施する。

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
											☆	○	医 療 保 險 課 社 会 保 險 業 務 部	
☆	○												医 療 保 險 課	
				☆	○								医 療 保 險 課	
☆	○												医 療 保 險 課 年 金 保 險 課 社 会 保 險 業 務 部	
													医 療 保 險 課 社 会 保 險 業 務 部	未 定 ( 具 体 的 計 画 、 実 施 月 等 に つ い て は 別 途 通 知 )
	☆		○	—	○								医 療 保 險 課	
													医 療 保 險 課 社 会 保 險 業 務 部	随 時

制 度	事 項	内 容								
年金保険	<p>1 制度改正関係</p> <p>(1) 平成12年制度改正関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在職老齢年金の見直し</li> </ul> <p>(2) 平成16年制度改正関係</p> <p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総報酬制導入に伴う在職老齢年金の見直し 支給停止額基準額の引上げ</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">60歳以上65歳未満</td> <td style="padding: 5px;">22万円</td> <td style="padding: 5px;">→</td> <td style="padding: 5px;">28万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">65歳以上70歳未満</td> <td style="padding: 5px;">37万円</td> <td style="padding: 5px;">→</td> <td style="padding: 5px;">48万円</td> </tr> </table> <p>(制度改正内容については調整中)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価スライドの特例</li> <li>・ 船員保険職務上年金の賃金スライドの実施</li> </ul>	60歳以上65歳未満	22万円	→	28万円	65歳以上70歳未満	37万円	→	48万円
	60歳以上65歳未満	22万円	→	28万円						
	65歳以上70歳未満	37万円	→	48万円						
	<p>2 国民年金保険料に係る強制徴収の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 度重なる納付督促によっても納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、強制徴収を実施する。</li> </ul>								
<p>3 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局及び社会保険事務所の指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付率が低調な社会保険事務局及び社会保険事務所を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。</li> </ul>									
<p>4 国民年金事務の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座振替額通知書兼領収済額通知書の年1回通知</li> <li>・ 未納者に対する納付状況のお知らせ（催告状に納付月数を表示）</li> </ul>									

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
☆	○												年金保険課 社会保険業務以外	
☆	○												年金保険課 社会保険業務以外	
				☆	○								医療保険課 社会保険業務以外	
					☆								経 理 課 年 金 保 險 課	
					☆								年 金 保 險 課	
☆	○												} 年金保険課 社会保険業務以外	
						☆	○							

制 度	事 項	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度免除者に対する納付書発行時期の見直し</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納支援システムに必要な更新データの受け渡し方法を見直し、記録更新までの期間の短縮化を図る。</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
☆			○										年金保険課 社会保険業務以外	
									☆	○				

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容
共通	1 表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 政府管掌健康保険・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 事業功績社会保険事務所等に対する社会保険庁長官表彰</li> </ul>
	2 社会保険委員及び社会保険相談員等活動強化月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険委員及び社会保険相談員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催等及び活動強化のための講習会、研修会等を実施</li> </ul>
	3 第36回社会保険労務士試験	
	4 さわやか行政サービス推進月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政サービスの総点検の実施等</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 行政サービスに関するアンケート調査の実施</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
					推薦 ○		表彰 ○—○						地 方 課	
					推薦 ○		表彰 ○—○						医 療 保 険 課 年 金 保 険 課	
					推薦 ○		長 官 ○—○	大 臣 ○					企 画 課 ( 労 働 基 準 局 )	
					推薦 ○		表彰 ○—○						総 務 課 地 方 企 業 課	
						○							地 方 課	
		☆					○—○						地 方 課	
	受付 ○				試験 ○		発表 ○						企 画 課 ( 労 働 基 準 局 )	
		○											総 務 課	
													総 務 課 地 方 企 業 課	未定（実施時期 は別途通知）

制 度	事 項	内 容
医療保険	1 健康管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>第52回政府管掌健康保険全国軟式野球大会の開催 (中央大会：愛知県)</li> </ul>
	2 保険給付の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>船員保険の失業保険金給付適正化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁船被保険者に係る失業保険の適用調査</li> </ul>
	3 表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰</li> </ul>
	4 調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>船員保険災害補償相当分収支状況調査</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健加入者数等・介護保険被保険者数調査            (健康保険法第3条第2項被保険者・船員保険以外は、社会保険庁において調査)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府管掌健康保険及び船員保険の医療給付受給者状況調査</li> </ul>
	5 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>第48回船員労働安全衛生月間</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	☆	地方大会 ○		地区大会 ○			中央大会 ○						医療保険課	中央大会は10月中旬実施
		☆		○									医療保険課	
				○										
					推薦 ○		表彰 ○						医療保険課	
	○											○	企 画 課	
	○											○		
		☆	○	○										
					☆	○							医療保険課 （国土交通省） （海 事 局）	

制 度	事 項	内 容
年金保険	1 表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰</li> </ul>
	2 国民年金制度推進月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金制度への信頼の確保と参加意識の醸成を図るとともに、確実な届出手続きの周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関誌等を活用した周知</li> <li>・ 被保険者、年金受給者等を対象とした研修会等による周知</li> </ul> </li> </ul>
	3 国民年金保険料収納強化月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度末や保険料納付が期待できる時期等（収穫期等）における収納対策の強化</li> </ul>
	4 年金週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金週間であることを周知し、国民に公的年金制度の意義・役割等を新聞、雑誌等の各種媒体及びパンフレット、ポスターを活用し、国民に周知する。</li> </ul>
	5 調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金加入状況等調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔公的年金加入状況及び年金の受給状況などを調査し、就業状況や年金に関する周知度などを把握し事業運営の基礎資料とする。〕</li> </ul> </li> <li>・ 老齢福祉年金等受給権者実態調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握を行い、所得制限限度額設定の基礎資料とする。〕</li> </ul> </li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
					推薦 ○		表彰 ○—○							年金保険課	
					☆		○—○							年金保険課	
☆														年金保険課	実施時期は事務局で設定
									○					年金保険課	11/6~12
						☆	○—○							企画課	3年周期で実施
							○—○							年金保険課	

制 度	事 項	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険事務所における年金相談の実態調査</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>社会保険事務所における年金相談の実態を把握し、年金相談体制の整備、効率的な相談業務の推進を図っていく等、これらの施策の効率的な実施を図るための検討資料を得る。</p> </div>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



実 施 月													主 管 課	備 考	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
														社会保険業務以外	未定

(3) 会議計画

制 度	事 項	内 容
共通	1 事業運営全般に係る地方 社会保険事務局との事務打 合せ	
	2 全国社会保険事務局長会 議	
	3 ブロック別地方社会保険 事務局長等会議	
	4 全国社会保険事務所長会 議	
	5 全国地方社会保険監察官 事務打合せ会	
	6 全国保険料特別徴収専門 官事務打合せ会	
	7 全国社会保険委員事務打 合せ会	
年金保険	1 年金制度改正関係ブロッ ク別事務打合せ会	
	2 年金給付業務に関する地 方社会保険事務局等との事 務打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険事務局及び社会保険事 務所の職員に対し、事務処理に 関する留意事項についての説明等 を行うために、事務打合せ会を 実施する。</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
			○										地 方 課 企 業 医 生 年 金 保 險 課	
										○—○			総 務 課	定例（1月又は2月）及び随時
		○—○											総 務 課	定例（5月又は6月）及び随時
							○						総 務 課	16年10月実施予定
○													地 方 課	
			○										医 生 年 金 保 險 課	
			○										地 方 課	
													年 金 保 險 課 社 会 保 険 業 務 部 ( 年 金 局 )	未定
													社 会 保 険 業 務 部	随時

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容
共通	医療保険及び年金保険制度に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報</li> </ul>
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報</li> </ul>
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報</li> </ul>
	2 年金週間の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
☆													総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
☆													医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
☆													年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
☆									○				年金保険課	11/6~12

## (5) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容
制度改正関係	1 年金制度改正関係地方社会保険事務局長事務打合せ会	
	2 年金制度改正関係ブロック別事務打合せ会	
	3 平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律の施行関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16年度において、平成15年度と同様に一定程度の年金額の引下げを行うための所要の措置を講ずる。</li> </ul>
会議関係	1 社会保険指導者講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険診療内容の向上を図るため、日本医師会等と共催し、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施</li> </ul>
	2 健康保険組合等予算編成事務打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険組合・厚生年金基金及び国民年金基金の予算編成事務について本省担当者と地方厚生局担当で打合せ会を開催する。 〔開催地：東京都〕</li> </ul>
	3 健康保険組合等指導監査関係事務打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険組合、国民健康保険、老人医療、厚生年金基金及び国民年金基金関係事務取扱い等について、本省担当者と地方厚生局担当で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：東京都〕</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
														[年金局] 総務課 年金課 企業年金国民年金基金課 (社会保険庁)	未定
														[年金局] 総務課 年金課 企業年金国民年金基金課 (社会保険庁)	未定
	○													[年金局] 年金課	
				☆		○								[保険局] 医療課	
									○					[保険局] 保険課 [年金局] 企業年金国民年金基金課	
														[保険局] 保険課 (国民健康保険課) (総務課) [年金局] 企業年金国民年金基金課 (運用指導課)	未定

制 度	事 項	内 容
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告	
	2 健康保険被保険者実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険組合への調査は地方厚生局を通じて実施  <span style="font-size: 2em;">{</span> 社会保険庁及び健康保険組合 <span style="font-size: 2em;">}</span>            に対する調査</li> </ul>
	3 療養費支給状況調査	
監査・事務指導関係	保険医療機関等の指導監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同による実施分 (共同指導)</li> <li>・ 地方社会保険事務局等実施分  <span style="font-size: 2em;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団指導</li> <li>・ 集団的個別指導</li> <li>・ 個別指導</li> </ul> <span style="font-size: 2em;">}</span> </li> </ul>
その他	1 申請・届出等手続の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険医療機関等からのインターネットによる申請・手続等が未実施となっている申請・手続の電子化を図る。あわせて、保険医療機関等管理システムで保有する医療機関情報の整備を図る。</li> </ul>
	2 社会保険診療報酬支払基金関係功績者大臣表彰	
	3 健康保険組合関係功績者大臣表彰	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。



実 施 月													主 管 課	備 考	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
			○	—	○									[保険局] 医 療 課	
						☆	○	—	○					[保険局] 調 査 課	
									○					[保険局] 医 療 課	
		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	[保険局] 医 療 課 (地方社会保険事務局)	
	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	地方社会保険事務局	
														[保険局] 医 療 課	未定
							○							[保険局] 保 險 課	
							○							[保険局] 保 險 課	

(参 考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容
会議関係	1 健康保険組合等予算編成事務打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険事務局の併任職員に対して行う。</li> </ul>
	2 健康保険組合等指導監査関係事務打合せ会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金関係事務の取扱い及び指導監査計画等について、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の併任職員で事務打合せ会を開催する。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県〕</p>
	3 厚生年金基金等制度改正関係事務打合せ会	
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定組合等に対する指導監査</li> </ul>
	2 厚生年金基金指導監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定基金等に対する指導監査</li> </ul>
	3 国民年金基金指導監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職能型基金及び地域型基金に対する指導監査</li> </ul>
	4 国民健康保険指導監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県等に対する指導監督</li> </ul>
	5 老人医療事務指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人医療事務実施者に対する指導</li> </ul>
	6 確定拠出年金（企業型）導入企業等に対する指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定拠出年金制度（企業型）を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
									○				地方厚生局	
(監査計画等)	○												地方厚生局	随時
													地方厚生局	未定
(監査方針)	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
(監査方針)	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
(監査方針)	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
(指導方針)	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
(指導方針)	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方厚生局	

制 度	事 項	内 容
	7 確定給付企業年金導入企業等に対する指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定給付企業年金制度を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	○												○	地 方 厚 生 局	

#### 4. 監察計画(本庁実施分)

制 度	事 項	内 容
<p>監察</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険事務局及び社会保険事務所の監察を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監察の主な視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の適正処理</li> <li>・ 重要課題における事業運営上の問題点等の早期把握と迅速な対応</li> </ul> </li> <li>〔 適用の適正化、収入の確保対策、医療費適正化対策(レセプト点検)及び国民年金の適用対策・保険料の収納対策 等 〕</li> <li>・ 行政サービス改善の取組状況</li> <li>・ 事故防止対策の取組状況</li> </ul>

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	☆	○	○				○	—	—	—	—	○		地 方 課	

## 5. 研修計画

制 度	事 項	内 容
社会保険大学校における研修		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集合研修として実施</li> <li>1 職務階層別研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 係員に対する研修</li> <li>(2) 中堅職員に対する研修</li> <li>(3) 管理者に対する研修</li> </ul> </li> <li>2 業務別研修</li> <li>3 総合実務研修</li> <li>4 特別業務研修</li> </ul>
	1 職務階層別研修 (1) 新規採用者研修  (2) 一般職員研修 ◆  (3) 中堅職員研修 ◆  (4) 管理者研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規採用者  [該当者全員 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 採用後4年目(平成13年度採用)の一般職員 [各期 70人 17日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 行政職俸給表(一)の3級となつて概ね5年目の職員 [該当者全員 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 初めて社会保険事務所の庶務課長となった者のうち、管理者研修(従前の副主幹・庶務課長研修を含む。)を修了していない者</li> <li>・ 課長補佐(管理担当)及び副主幹(総務・人事担当)のうち、管理者研修(従前のマネジメント研修を含む。)を修了していない者 [該当者全員 3日]</li> </ul>

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。



実 施 月													主 管 課	備 考		
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
(4月実施分) ☆	○			(10月実施分) ☆				(2月実施分) ☆	○				○		社会保険大学校	年6回実施 ・4月は3回実施 ・10月は2回実施
(5月~7月実施分) ☆		○	○	(9月~12月実施分) ☆	○	○		(1月~3月実施分) ☆	○	○	○	○	○	○	社会保険大学校	年9回実施
(6月、7月実施分) ☆			○	(10月~12月実施分) ☆	○			(1月~3月実施分) ☆	○	○	○	○	○	○	社会保険大学校	年8回実施
(5月~7月実施分) ☆		○	○	(11月実施分) ☆	○					○					社会保険大学校	年4回実施

制 度	事 項	内 容
	2 業務別研修 (1) 医療事務  (2) 年金相談総括事務  (3) 調査官事務  (4) 指導医療官事務  (5) 人事事務  (6) 徴収事務 ◆  (7) 審査官事務 ◆  (8) 保険給付事務 ◆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初めて地方社会保険事務局の医療事務指導官、医療事務を担当する係長となった者及びこれらと同等の者 [60人 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 初めて社会保険事務所の総合相談室長及び副長となった者のうち、この研修を修了していない者 [各回 60人 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 調査業務を担当する社会保険調査官のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 指導医療官 [60人 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 初めて人事事務を担当する地方社会保険事務局の係長、業務調整官及び主任等 [60人 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 徴収事務を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官、係長及びこれらと同等の者 [各回 60人 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 初めて社会保険審査官となった者 [該当者全員 4日]</li> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <li>・ 保険給付指導官等のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]</li> </ul>

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
☆		○											社会保険大学校	
(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆				○					社会保険大学校	年2回実施
☆		○											社会保険大学校	
☆			○										社会保険大学校	
☆			○										社会保険大学校	
(6月実施分) ☆			○	(9月実施分) ☆			○						社会保険大学校	年2回実施
☆			○										社会保険大学校	
☆			○										社会保険大学校	

制 度	事 項	内 容
	(9) 国民年金適用・収納事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金の適用及び保険料収納事務を担当する地方社会保険事務局の係長、社会保険事務所の課長及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [各回 60人 4日]</li> </ul>
	(10) システム運用管理事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初めて社会保険事務所のシステム運用管理に携わった責任者 [60人 3日]</li> </ul>
	(11) 会計事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初めて会計事務を担当する地方社会保険事務局の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 [60人 4日]</li> </ul>
	(12) 船員保険事務 ◆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員保険事務を担当する地方社会保険事務局の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]</li> </ul>
	(13) 年金給付事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長、年金審査官、年金専門官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]</li> </ul>
	(14) 事務局係長・事務所課長事務 ◆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初めて地方社会保険事務局の係長又は社会保険事務所の課長となった者のうち、この研修を修了していない者 [各回 60人 4日]</li> </ul>

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
☆				○									社会保険大学校	7月に2回実施
				☆		○							社会保険大学校	
				☆			○						社会保険大学校	
				☆				○					社会保険大学校	
				☆					○				社会保険大学校	
(5月、6月実施分)					(9月、12月実施分)		(1月実施分)						社会保険大学校	年5回実施
☆		○	○	☆		○	☆		○	○				

制 度	事 項	内 容
	3 総合実務研修 ◆	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方社会保険事務局、社会保険事務所の専門官級（行政職俸給表（-）の4級）の職員のうち、総合実務研修（従前の高等科研修を含む。）を修了していない者 [各期 50人 3ヶ月]</li> </ul>
	4 特別業務研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>省庁間配置転換に伴う職員 [該当者全員 10日]</li> </ul>
地方社会保険事務局 ・社会保険事務所における研修	1 各種研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施</li> </ul>
	2 国民年金推進員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用時及び随時に資質の向上を図るために実施</li> </ul>

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

実 施 月													主 管 課	備 考
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
				☆		○	—	○	○	—		○	社会保険大学校	年2回実施
☆	○												社会保険大学校	
☆	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	社会保険大学校	
	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	年金保険課	

制 度	事 項	内 容
社会保険桜上水研修 所における研修		社会保険事業に携わる謝金職員等を対象とした研修
	1 社会保険相談員等研修	・ 社会保険相談員等の委嘱を受け、年金相談業務以外の業務に携わっている者 〔50人程度 3日〕
	2 レセプト点検調査員研修	・ レセプト点検調査員の委嘱を受けている者 〔各期 50人程度 3日〕
	3 年金相談指導員等研修	・ 年金相談指導員等の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔各期 50人程度 3日〕
	4 社会保険指導員研修	・ 社会保険指導員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕
	5 社会保険委員研修	・ 社会保険委員の委嘱を受けている者 〔各期 50人程度 3日〕
	6 国民年金委員研修	・ 国民年金委員の委嘱を受け、年齢が70歳未満の者 〔50人程度 3日〕
7 年金広報専門員研修	・ 年金広報専門員の委嘱を受けている者 〔各期50人程度 3日〕	

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。



実 施 月													主 管 課	備 考				
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
☆					○												企 画 課 ( 地 方 課 )	年 1 回 実 施
	☆ ☆				○		○										企 画 課 ( 医 療 保 険 課 )	年 4 回 実 施
	☆ ☆ ☆						○ ○		○								企 画 課 ( 社 会 保 険 業 務 セ ン タ ー )	年 4 回 実 施
☆					○												企 画 課 ( 地 方 課 )	年 1 回 実 施
☆	☆ ☆	○					○		○								企 画 課 ( 地 方 課 )	年 6 回 実 施
								☆					○				企 画 課 ( 年 金 保 険 課 )	年 1 回 実 施
☆ ☆					○ ○	○											企 画 課 ( 年 金 保 険 課 )	年 2 回 実 施

## V. 附属参考資料 (略)

1. 「社会保険庁が達成すべき目標」を達成するための取組  
について(平成15年1月31日庁文発第236号通知) ..... 69
  
2. 実績の評価に関する関係法令 ～抜粋～ ..... 72
  
3. 社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化を推進する  
ための基本方針(平成15年3月社会保険庁) ..... 74
  
4. 健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の  
規定に基づく基本方針(平成15年3月28日閣議決定) ..... 83
  
5. 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003 ～抜粋～  
(平成15年6月27日閣議決定) ..... 91
  
6. 規制改革の推進に関する第3次答申 ～抜粋～  
(平成15年12月22日総合規制改革会議) ..... 97
  
7. e-Japan重点計画 -2003 ～抜粋～  
(平成15年8月8日IT戦略本部) ..... 104